第二章　北区の財政状況と保有する財産の現況

第二章　北区の財政状況と保有する財産の現況

１．財政状況

（１）歳入

①　歳入の推移

北区の歳入は平成 21 年度決算（普通会計ベース）で、1,304 億円であり、その内訳は、特別区交付金が 35.6%、特別区税が 20.4%となっています。

また、最近 10 年間の推移をみると、歳入は 1,200 億円前後から、平成 16 年度に約 1,100 億円に減少した後増加傾向にありましたが、直近の平成 21 年度は前年度より 82 億円減少し、1,304 億円となっています。特別区交付金の 63 億円の減少がその大きな要因となっています。

図　歳入の内訳（平成 21 年度普通会計決算）

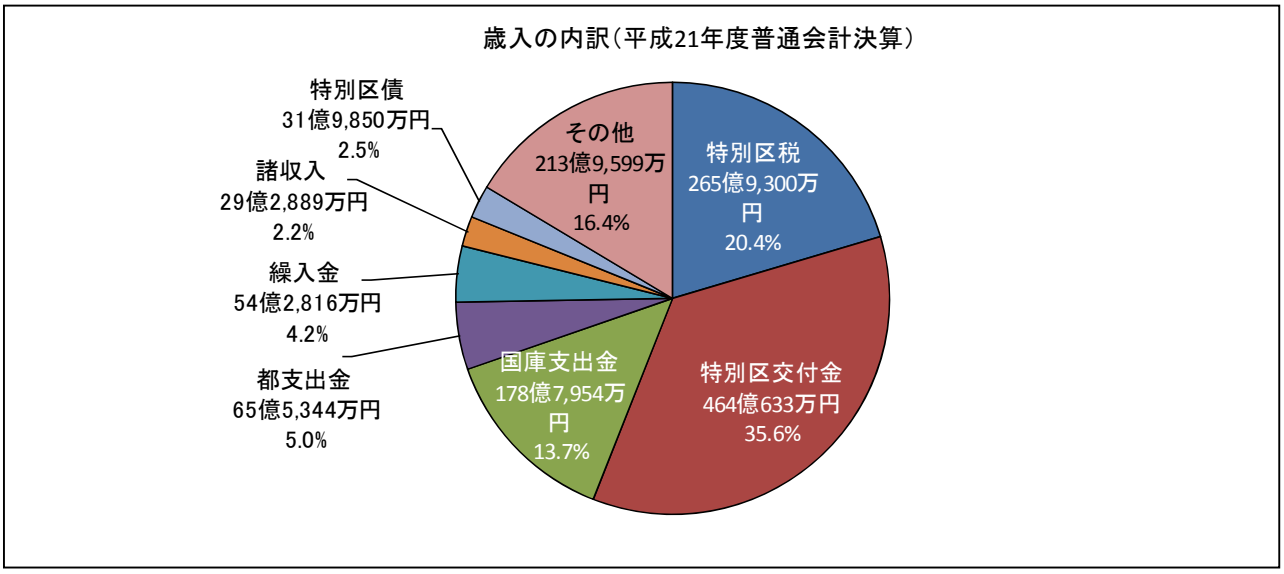

図　歳入の最近 10 年の推移（普通会計）

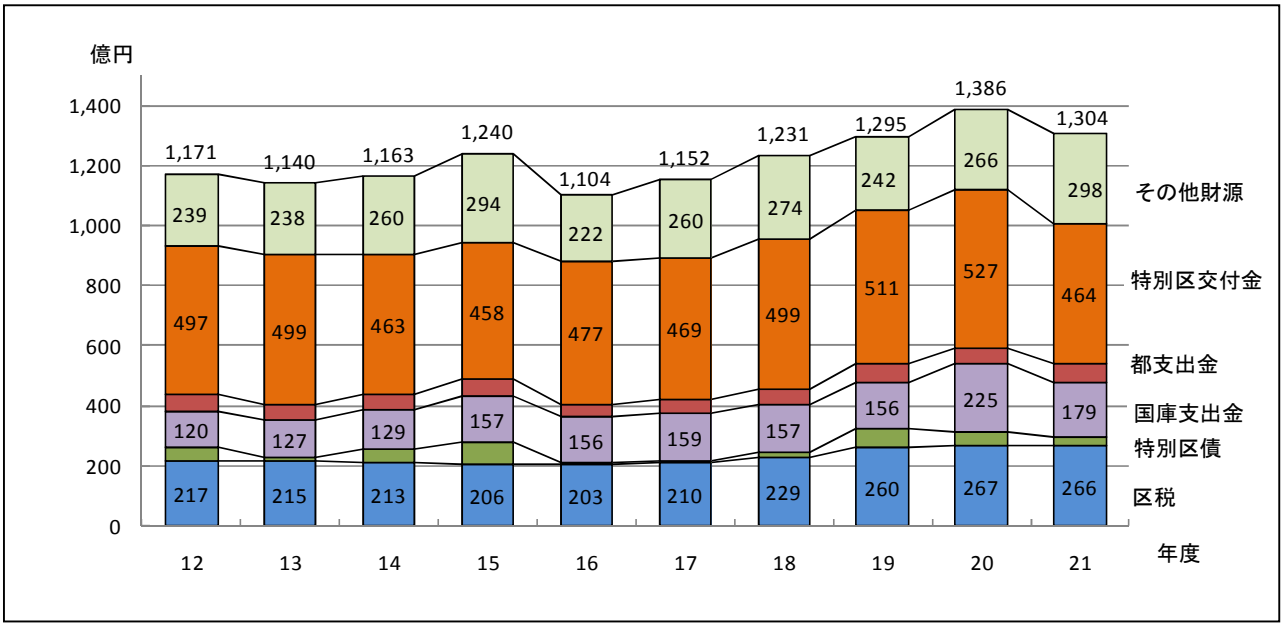

②　特別区民税の推移

特別区民税は、ピーク時の平成４年度には約 273 億円の収入がありましたが、バブル経済崩壊後は、景気の低迷に加え、先行減税が行われたこともあり、６、７、８年度の税収はそれぞれ約 226 億円、228 億円、216 億円と大幅な減収となりました。さらに、10 年度以降は景気対策としての特別減税、恒久的な減税が実施され、４年度との比較では、17 年度は 85 億円、18 年度は 67 億円の大幅な減収となっています。

平成 21 年度の納税義務者数は、前年度との比較で約 900 人減少の約 17 万４千人となりましたが、区民税収入は前年度並みとなりました。しかし、４年度との比較では、19 年度に国から地方への税源移譲があったにもかかわらず、なお 27 億円下回っています。

先行減税が行われた平成 6 年度からは（9 年度を除く）、減収の一部を補うため、減税補てん債を発行していましたが、定率減税の廃止により 18 年度が最後となりました。

図　特別区民税と納税義務者の推移

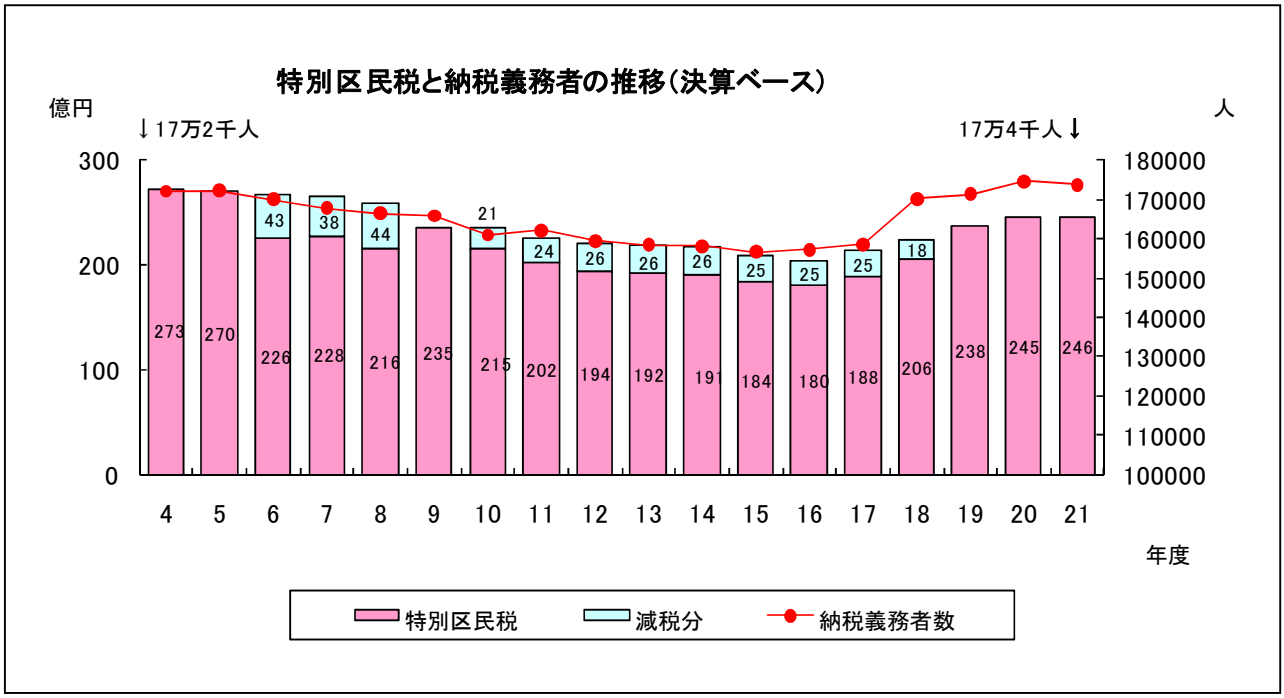

（参考）23 区との比較

平成 21 年度決算ベースで 23 区と比較すると、北区は歳入のうち、特別区税の割合が 20.4%と小さく（23 区平均 30.0%）、人口が同規模の品川区、中野区、新宿区などと比較しても、その違いが明らかです。

一方、特別区交付金の割合が大きく（35.6%、23 区平均 25.1%）、この財源に大きく依存しており、経済情勢を踏まえれば、今後も同等規模を確保できるかは不透明な状況にあります。平成 22 年度予算では、450 億円を計上しており、平成 21 年度の決算ベースと比較すると約 14 億円圧縮して見込んでいます。

表　北区の歳入の内訳と 23 区平均（平成 21 年度決算）

	北区		23区平均
特別区税	26,593,003千円	20.4%	30.0%
地方譲与税	540,387千円	0.4%	0.5%
利子割交付金	351,325千円	0.3%	0.4%
配当割交付金	106,471千円	0.1%	0.1%
株式等譲渡所得割交付金	45,360千円	0.0%	0.1%
地方消費税交付金	3,722,913千円	2.9%	4.8%
ゴルフ場利用税交付金	11,251千円	0.0%	0.0%
自動車取得税交付金	277,434千円	0.2%	0.2%
地方特例交付金	409,340千円	0.3%	0.6%
特別区財政調整交付金	46,406,328千円	35.6%	25.1%
交通安全対策特別交付金	38,634千円	0.0%	0.0%
分担金及び負担金	1,374,623千円	1.1%	0.8%
使用料及び手数料	3,124,077千円	2.4%	3.1%
国庫支出金	17,879,535千円	13.7%	13.8%
都支出金	6,553,436千円	5.0%	4.7%
財産収入	864,294千円	0.7%	0.6%
寄付金	4,481千円	0.0%	0.2%
繰入金	5,428,161千円	4.2%	4.7%
繰越金	10,525,397千円	8.1%	6.3%
諸収入	2,928,889千円	2.2%	2.1%
特別区債	3,198,500千円	2.5%	1.8%
歳入総額	130,383,839千円	100.0%	100.0%

資料：「東京都総務局ホームページ掲載資料」

図　23 区の人口規模と歳入に占める特別区税の割合（平成 21 年度）

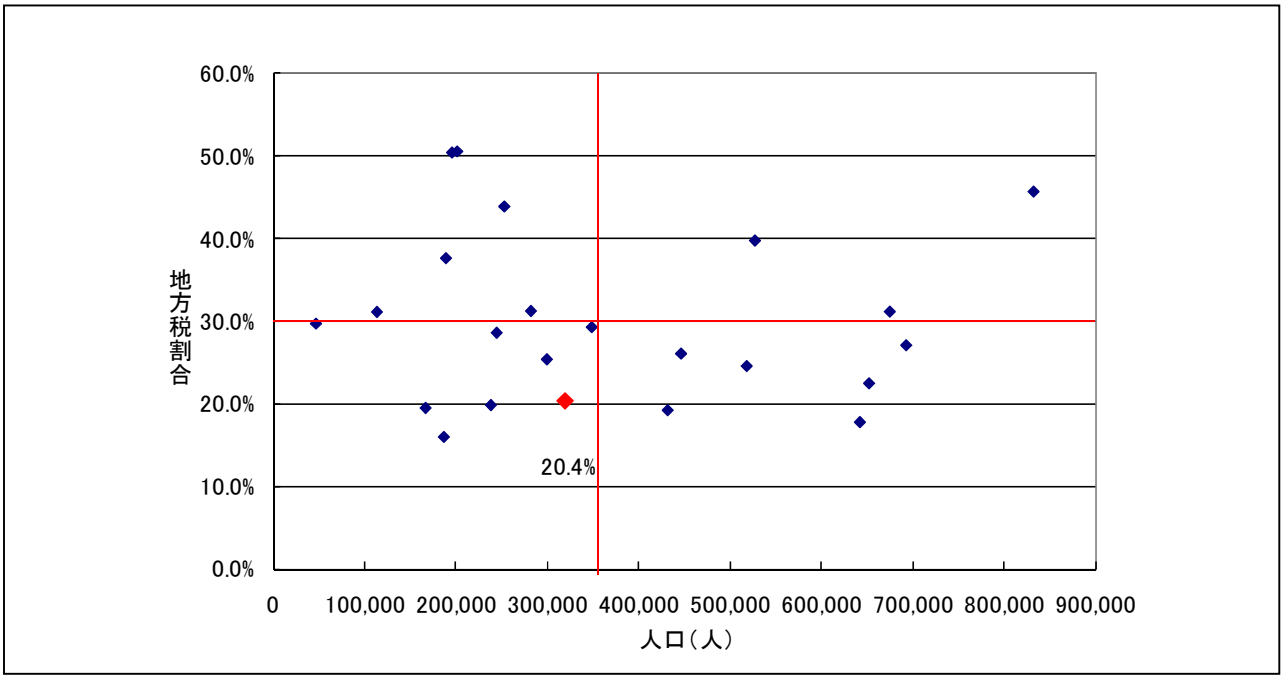

（２）歳出

①　歳出：性質別内訳

歳出は平成 21 年度決算（普通会計ベース）で、1,240 億円であり、その内訳について、義務的経費である人件費、扶助費、公債費を合計すると、47.0%と約半分を占めています。

その他、委託費等の物件費 17.4%、建設事業等の投資的経費が 11.5%となっています。

図　歳出の内訳（普通会計平成 21 年度）

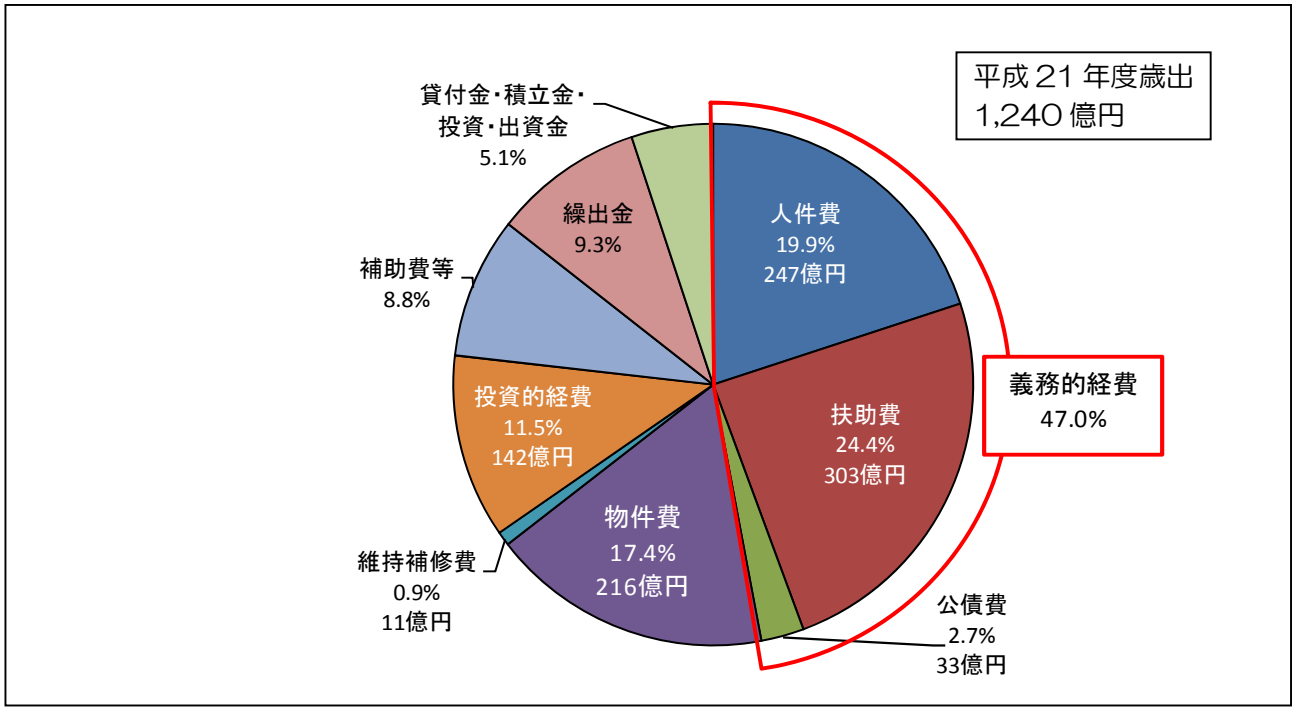

（参考）23 区との比較

北区の義務的経費の割合は、扶助費の割合が高いものの、人件費や公債費が低いことから、23 区平均並みとなっています。

扶助費については、高齢者人口比率が平成 23 年 1 月 1 日現在で 24.6%と、23 区中最も高いことなどから、高齢者福祉費用や生活保護費等である扶助費が歳出に占める割合も高くなっています。

表　北区の歳出の内訳と 23 区平均（平成 21 年度決算）

	北区		23区平均
人件費	24,732,409千円	19.9%	21.1%
物件費	21,614,740千円	17.4%	15.7%
維持補修費	1,086,057千円	0.9%	1.0%
扶助費	30,290,401千円	24.4%	20.3%
補助費等	10,898,961千円	8.8%	9.9%
普通建設事業費	14,199,722千円	11.5%	15.3%
災害復旧事業費	－	－	－
失業対策事業費	－	－	－
公債費	3,300,436千円	2.7%	4.1%
積立金	3,748,064千円	3.0%	3.0%
投資及び出資金	－	－	0.0%
貸付金	2,538,528千円	2.0%	1.2%
繰出金	11,572,409千円	9.3%	8.3%
歳出計	123,981,727千円	100.0%	100.0%
うち義務的経費	58,323,246千円	47.0%	45.5%
うち投資的経費	14,199,722千円	11.5%	15.3%

資料：「東京都総務局ホームページ掲載資料」

図　23 区の高齢者人口比率と扶助費の割合

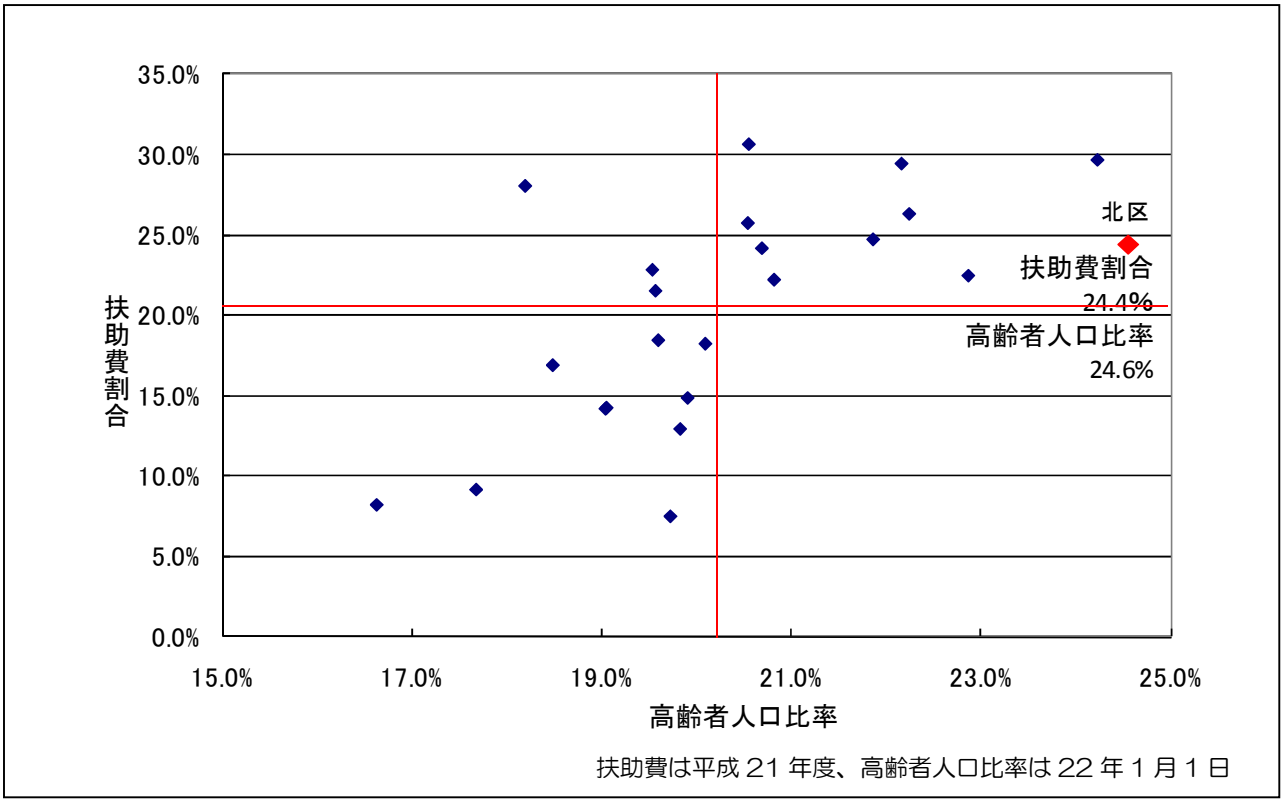

②　歳出の推移

歳出総額に占める義務的経費の構成比割合は、平成 20 年度の 46.4%から 21 年度決算は、47.0%と 0.6 ポイント増となりました。

投資的経費の割合は、平成 11 年度以降 10%未満の状態が続いていましたが、15 年度には一時的に 11.8%になりました。その後も再び 10%を割り込んでいましたが、18 年度には 10.8%となり、21 年度では、学校改築及び赤羽スポーツの森公園整備等を実施したことなどにより 11.5%となっています。

歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）の割合は、平成８年度に初めて 50%を超え、11 年度には最高の 56.5%を示しました。21 年度は、前年度に引き続いて 50%を下回り 47.0%となりました。20 年度と比較すると 4 億円、0.8%の増となっています。これは、人件費、公債費が減少しているものの、扶助費、物件費、補助費等が増加していることによるものです。

投資的経費は、構成比で見ると、20 年度の 16.2%から 21 年度には 11.5%となっています。

図　性質別構成比の推移

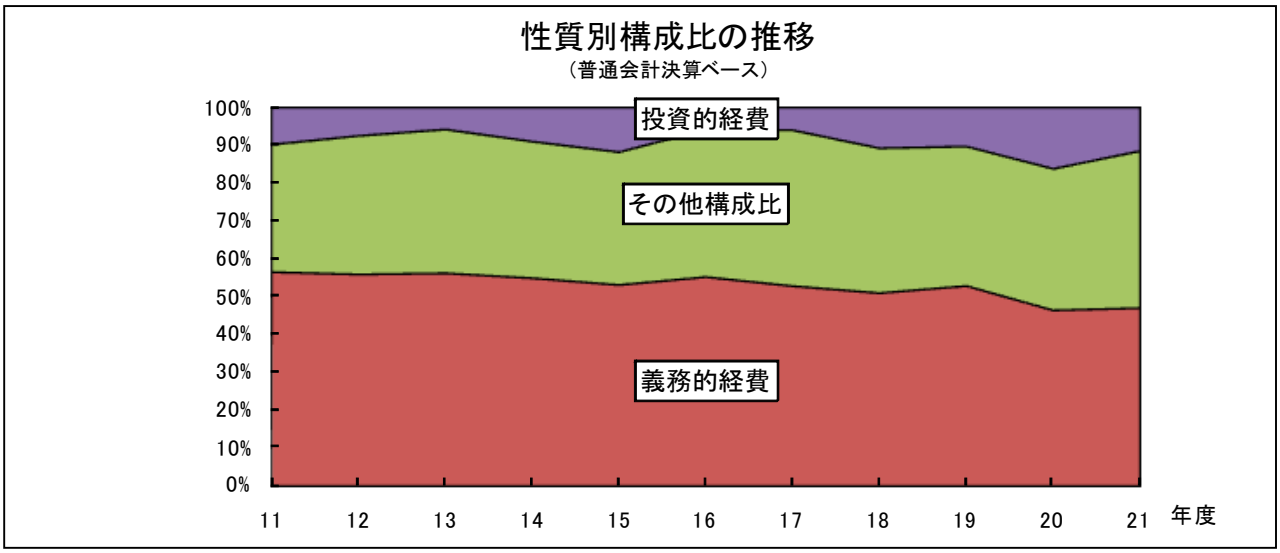

図　歳出の最近 10 年の推移（普通会計）

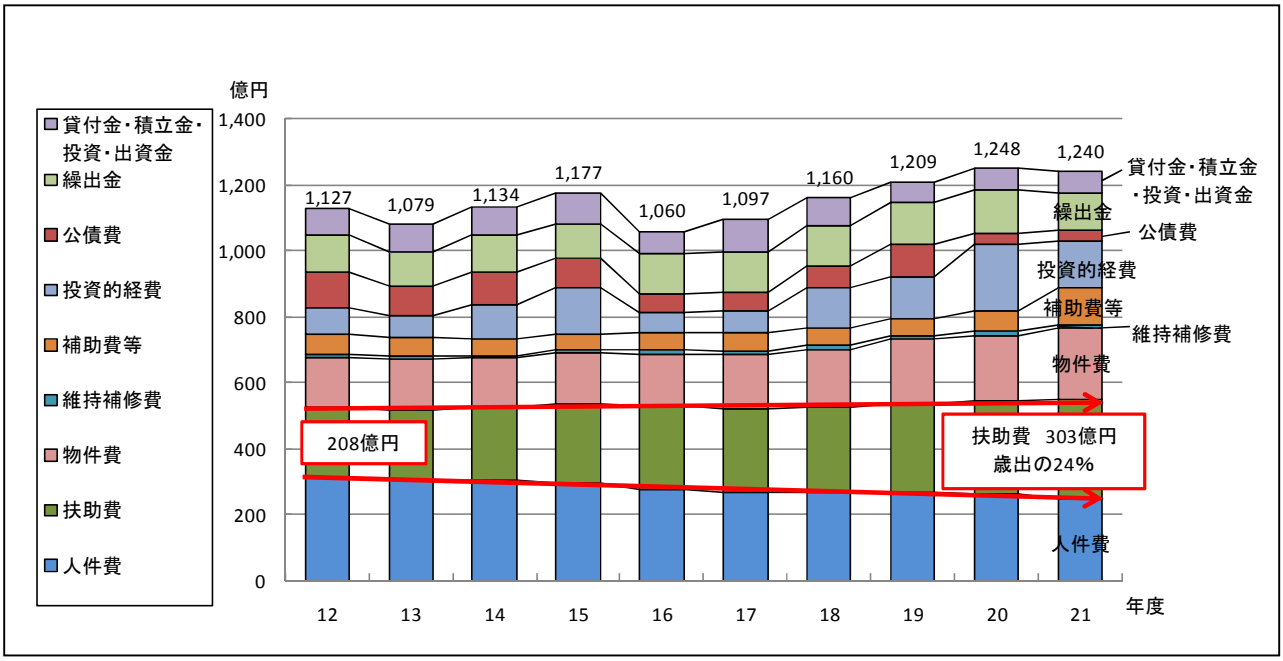

③　投資的経費の推移

最近 10 年間をみると、建物の整備や維持補修に要する経費は、最小が平成 13 年度の 72 億円、最大が平成 20 年度の 215 億円となっています。

具体的には、平成 15 年度に公園用地等を取得し、平成 19 年度以降、小学校 2 校、中学校 3 校の改築に取り組みました。同時に、平成 18・19 年度には中央図書館の整備を行いました。

直近５年間の普通建設事業費の内訳をみると、道路や公園等への投資を除くと、公共施設への投資は平成 21 年度で 78 億円となります。

最近５年間の同経費の推移をみると、年度によりばらつきはありますが、70～80 億円程度となっています。

図　公共建築物の整備にかかる投資的経費

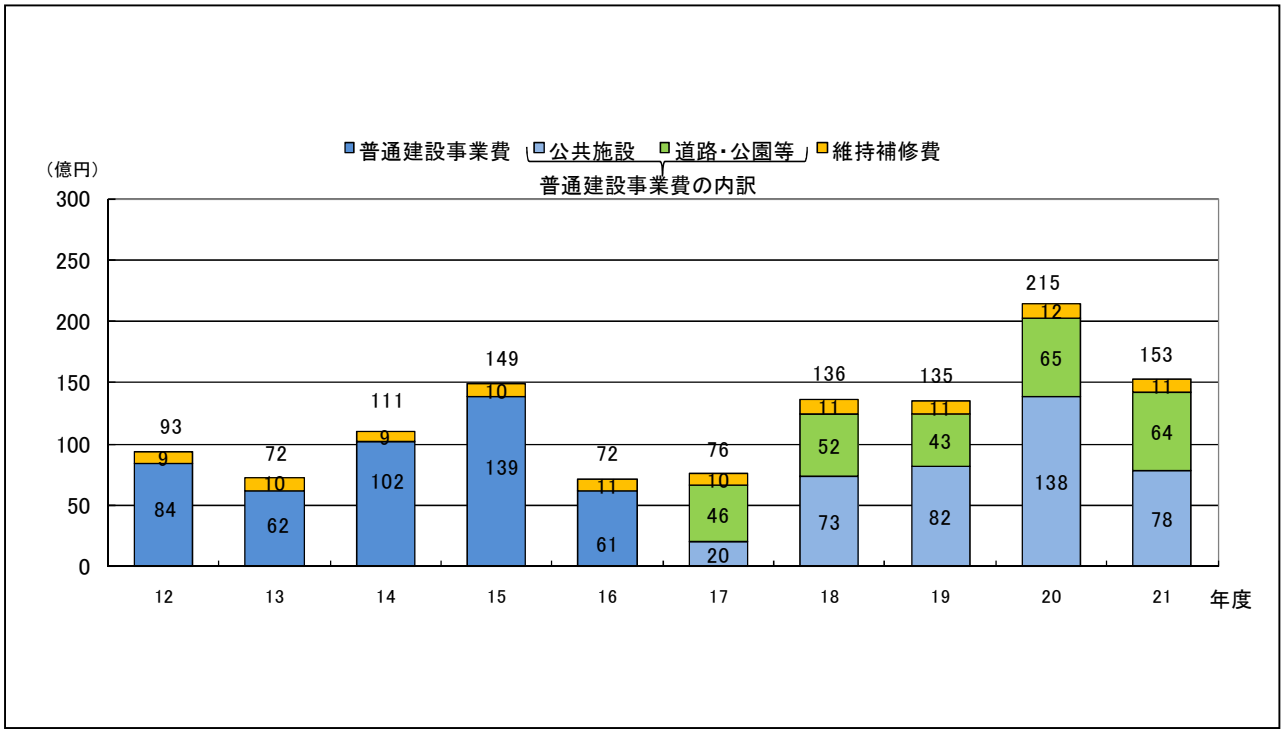

２．人件費の推移

都区制度改革により、清掃事業が東京都から区に事務移管されたため、人件費は、平成 12 年度にいったん増加しましたが、その後減少が続き、21 年度は対前年度比△5.0%、13 億 1 千万円の減となっています。事務移管による 21 年度清掃職員数 153 人を除くと、職員数は、11 年度から 21 年度の間で比較すると、「北区役所活性化計画」「北区経営改革プラン」などの行政改革の取り組みなどにより、職員総数を 728 人削減し、人件費の抑制を図っています。

平成 22 年４月１日現在の職員総数は、2,500 名で、職員の平均年齢は、平成３年度の 41.7 歳から 22 年度には 43.5 歳に上がっており、職員定数を減らしても、平均年齢の上昇から平均給与は上昇しています。

ここ数年、定年退職を迎える職員が多くなっていることから、退職手当は、増加傾向にありましたが、21 年度、前年度対比で減少しています。

図　人件費の推移（普通会計決算ベース）

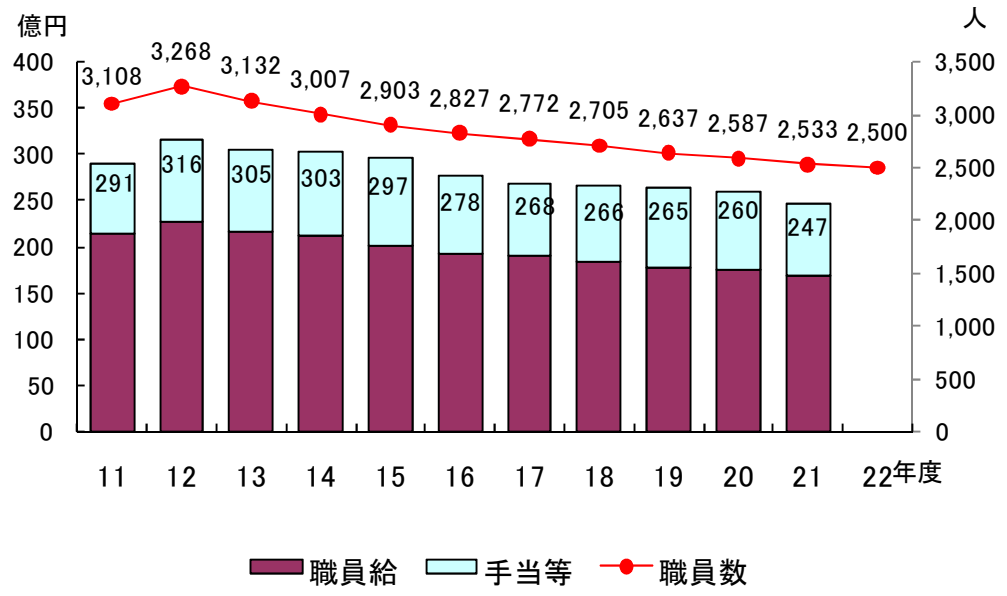

３．保有する公共施設の状況

北区が保有する全ての建物の総延床面積は約 69.0 万㎡で、そのうち学校教育系施設が約 34.3 万㎡あり、全体の 49.8%を占めています。

特別養護老人ホーム等の健康福祉系施設が約 5.4 万㎡で 7.8%、北とぴあを含む会館系施設が約 5.1 万㎡で７.4%を占めています。

図　公共施設の建物延床面積の内訳比

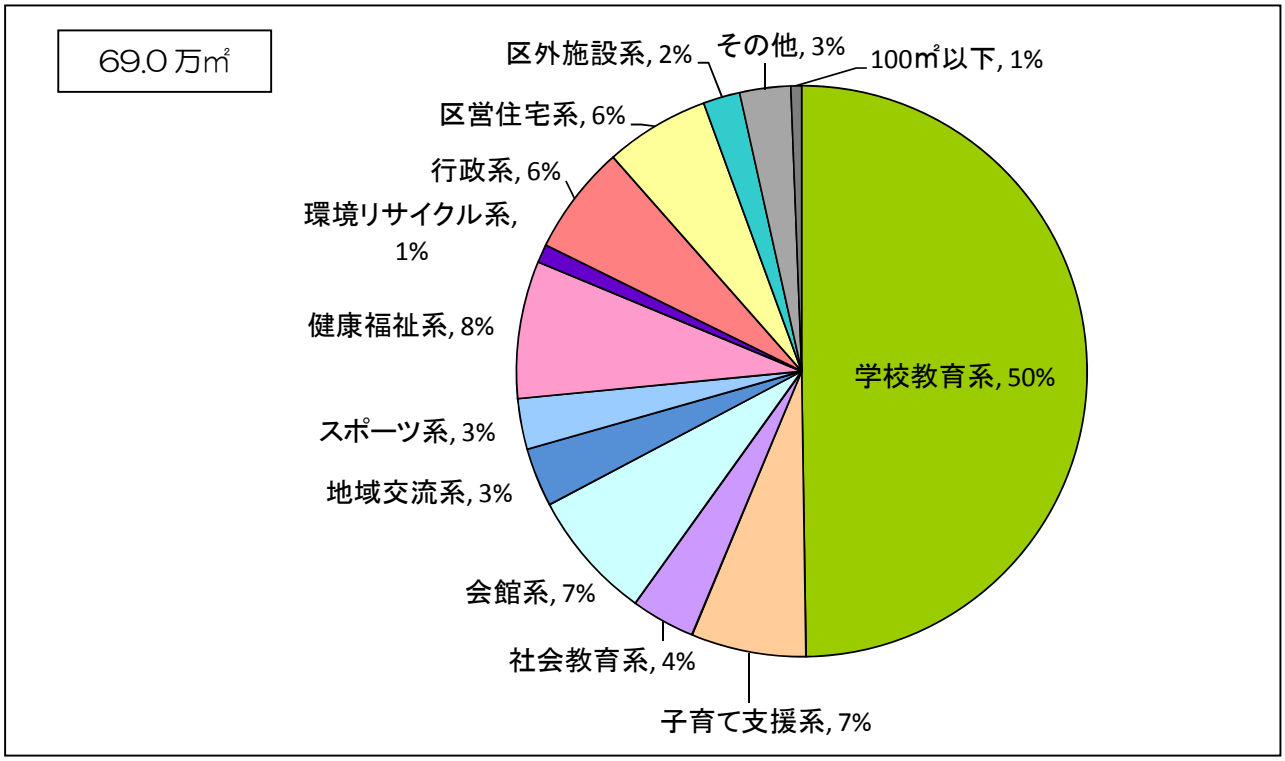

表　公共施設の建物延床面積と構成比

用途	延床面積	構成比	用途	延床面積	構成比
学校教育系施設 小学校・中学校・教育未来館・教育相談所・北園まなび館	343,103.83 ㎡	49.8%	**健康福祉施設** 高齢者福祉・障害者福祉	53,626.24 ㎡	7.8%
子育て支援施設 保育園・幼稚園・児童館・児童室	44,920.77 ㎡	6.5%	**行政系施設** 地域振興室・区民事務所・庁舎	42,835.23 ㎡	6.2%
社会教育系施設 図書館・文化センター	25,028.94 ㎡	3.6%	**環境リサイクル系施設** 清掃事務所・エコー広場館・みどりと環境の情報館	7,183.12 ㎡	1.0%
会館系施設 北とぴあ・会館	50,735.81 ㎡	7.4%	**区営住宅** 区営住宅	40,799.55 ㎡	5.9%
地域交流系施設 ふれあい館・区民センター	22,987.27 ㎡	3.3%	**区外施設** しらかば荘、岩井学園、はこね荘、甘楽ふるさと館	14,367.66 ㎡	2.1%
スポーツ系施設 体育館・プール・スポーツ多目的広場	19,756.99 ㎡	2.8%	**その他** セレモニー、職員寮	20,179.78 ㎡	2.9%
			100㎡以下:	4,236.88 ㎡	0.6%

４．保有する施設の築年別整備状況

（１）公共施設の築年別整備状況

本白書では延床面積 100 ㎡以上の施設を対象としており、対象施設の総延床面積は約 68.5 万㎡となります。

一般に建物の大規模な改修工事等を実施することが望ましいとされる築 30 年以上の建物は約 39.4 万㎡（57.4%）で、老朽化した建物が既に全体の約 6 割を占めており、施設の更新が課題となっています。老朽化した建物のうち大半は学校施設です。

区の人口がピークを迎えた昭和 42 年（1967 年）（43.7 万人）に合わせるように、昭和 40 年前後に施設整備量が集中しています。これらの施設は現在築 40 年を越えており、今後これらの建物は北区区有施設保全計画（平成 17 年 3 月）で目標としている使用年数の築 65 年を迎えることから、計画的な対応が必要な状況となっています。

平成 20 年度に王子小学校・王子桜中学校、西浮間小学校を、平成 21 年度に桐ケ丘中学校を改築しました。

図　築年別　用途別　建築延床面積

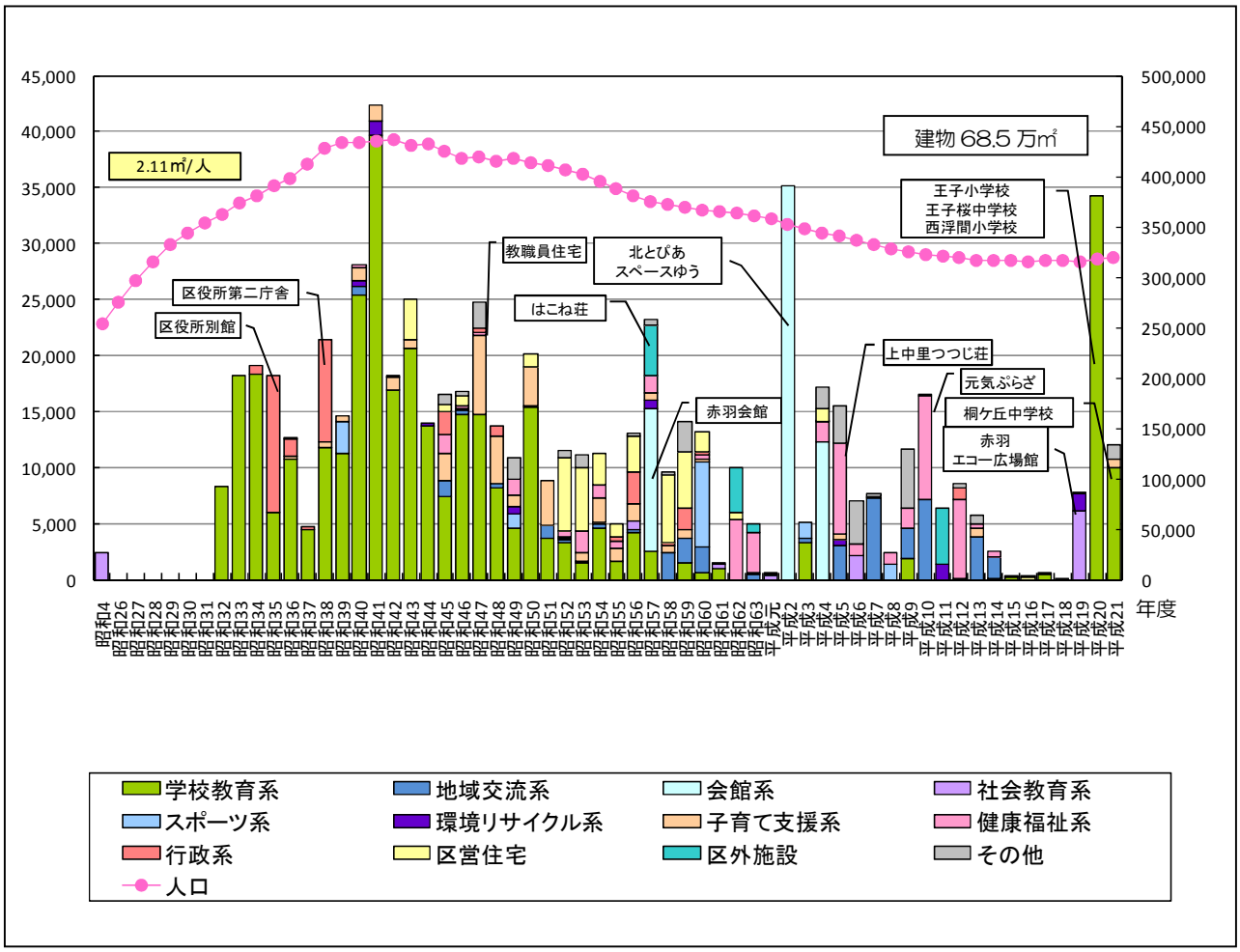

（２）公共施設の耐震化状況

区有の建物のうち、旧耐震基準で建設された建物は約 41.8 万㎡（61.0%）、新耐震基準で建設された建物は約 26.7 万㎡（39.0%）となっています。

旧耐震基準建物のうち、耐震化対応ができていない建物は、約 16.1 万㎡あり、これら建物のうち、耐震対策を必要とする施設については、「区有建築物の耐震化整備プログラム」に基づき耐震化を進めています。

赤羽会館は昭和 57 年（1982 年）に完成した建物ですが、建築確認は前年であることから、新耐震基準施行以前の建物です。

図　築年別　耐震化状況

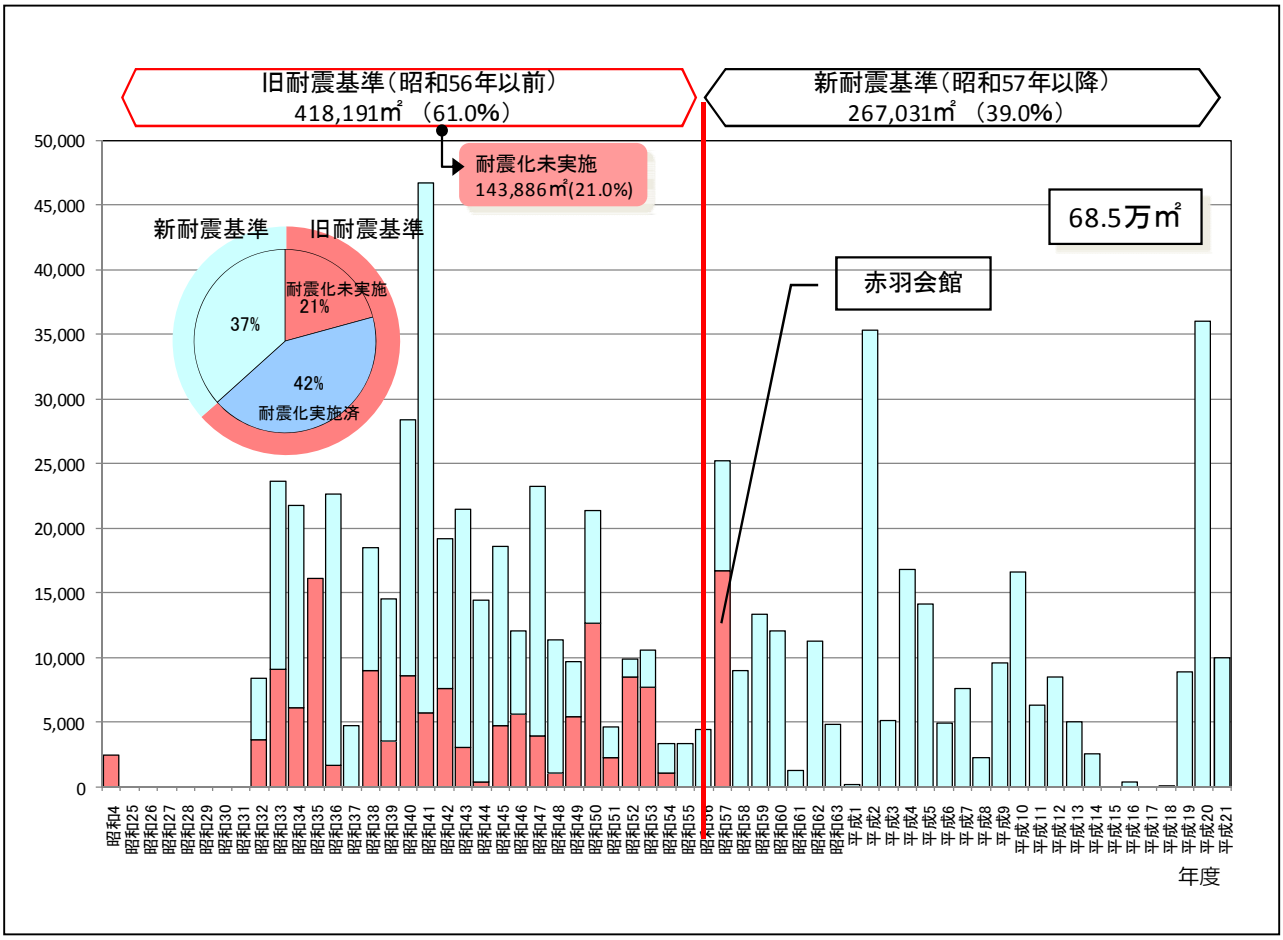

・新耐震基準
昭和 56 年６月に導入された構造基準のことで、中規模の地震（震度５強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度６強から震度７程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
・旧耐震基準
昭和 56 年５月以前の構造基準のことで、この基準で造られた建築物は震度５強程度の中規模地震に対して建物がほとんど損傷しないが、大規模地震に対する安全性を検討する必要がある。

◇耐震化整備プログラムの対象建築物
区有建築物の耐震化整備プログラムで、旧耐震基準で建築された区有建築物で、診断の結果、十分な耐震性が確保されていない建築物のうち、原則 100 ㎡未満の建築物及び区分所有建物等を除いた建築物を対象としている。

（３）建替え、改修にかかるコスト試算

今後、平成 23 年度から平成 62 年度までの将来コストを試算します。試算の結果、平成 21 年度で公共施設に投じている投資的経費が約 78 億円であるのに対し、最初の 20 年間は年間約 112 億円、次の 20 年で年間約 60 億円が必要となり、コストの低減及び財源の確保が課題となります。

＜試算条件＞

- ●建物の標準的な耐用年数を 50 年とし、50 年を経過した施設を建替える。
- ●30 年経過した施設は、大規模改修を行う。
- ●毎年老朽箇所修繕を行う。
- ●建替え及び大規模改修は、特定の年度に負担が大きくなる現象を抑えるために、建替えについては、３年間に割り振り計上する。（計画、設計、工事を含む期間）大規模改修については、２年間に割り振り計上する。
- ●既に大規模改修の時期を過ぎているものは、半数については既に老朽化対策が行われているものとし、残りの半数を 10 年間にわたり改修を行うものとする。

※区有施設保全計画では、物理的な寿命を重視していることから、目標使用年数を 65 年に設定（補足参照）し、建物の長寿命化に向けた改修計画を立案している。本試算では他都市との比較が可能となるように、税制上の減価償却年数の考え方を採用し、建物の耐用年数を一律 50 年としている。

図　公共施設　建替え・改修にかかるコスト試算（用途別）

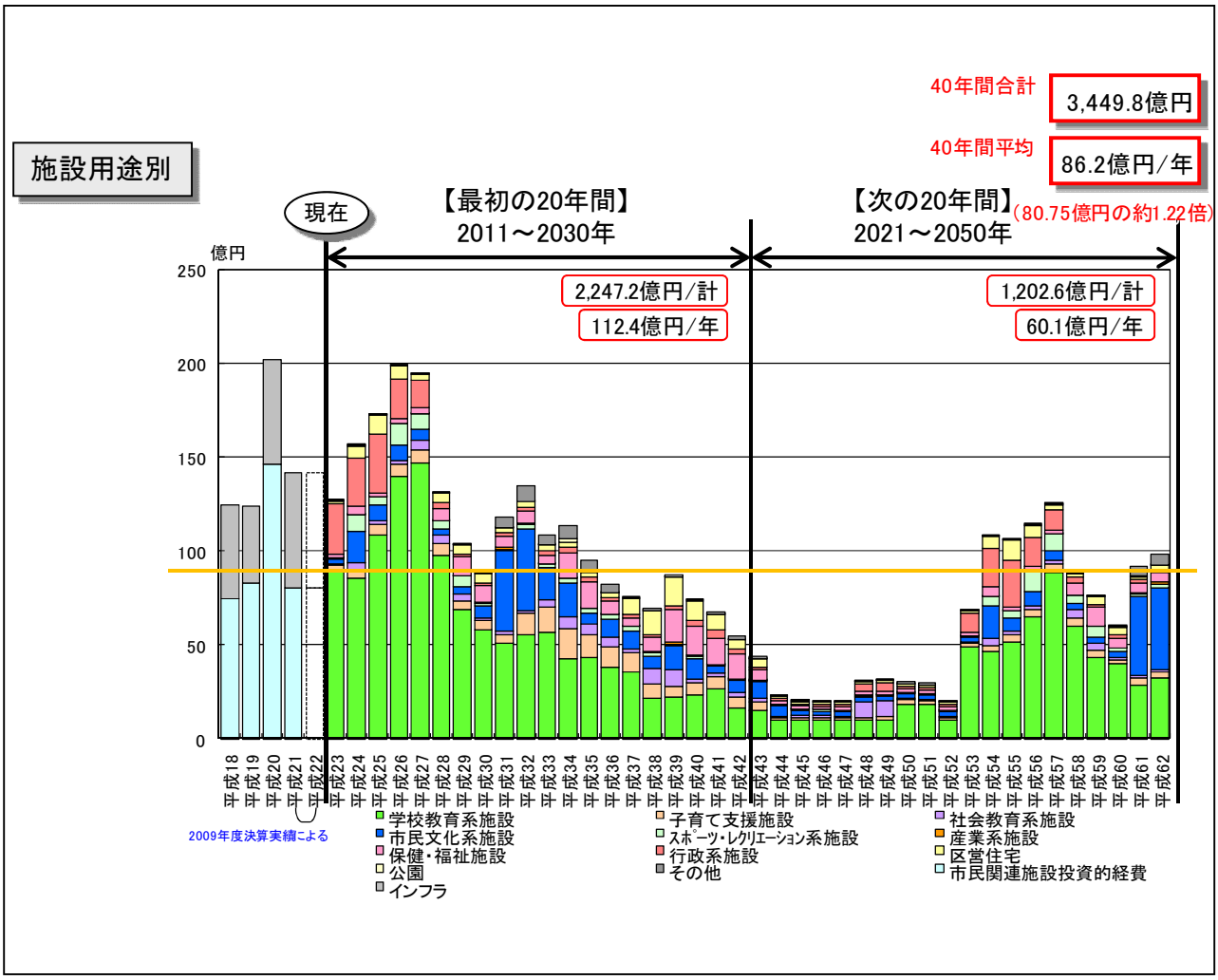

図　公共施設　建替え、改修にかかるコスト試算（工事種目別）

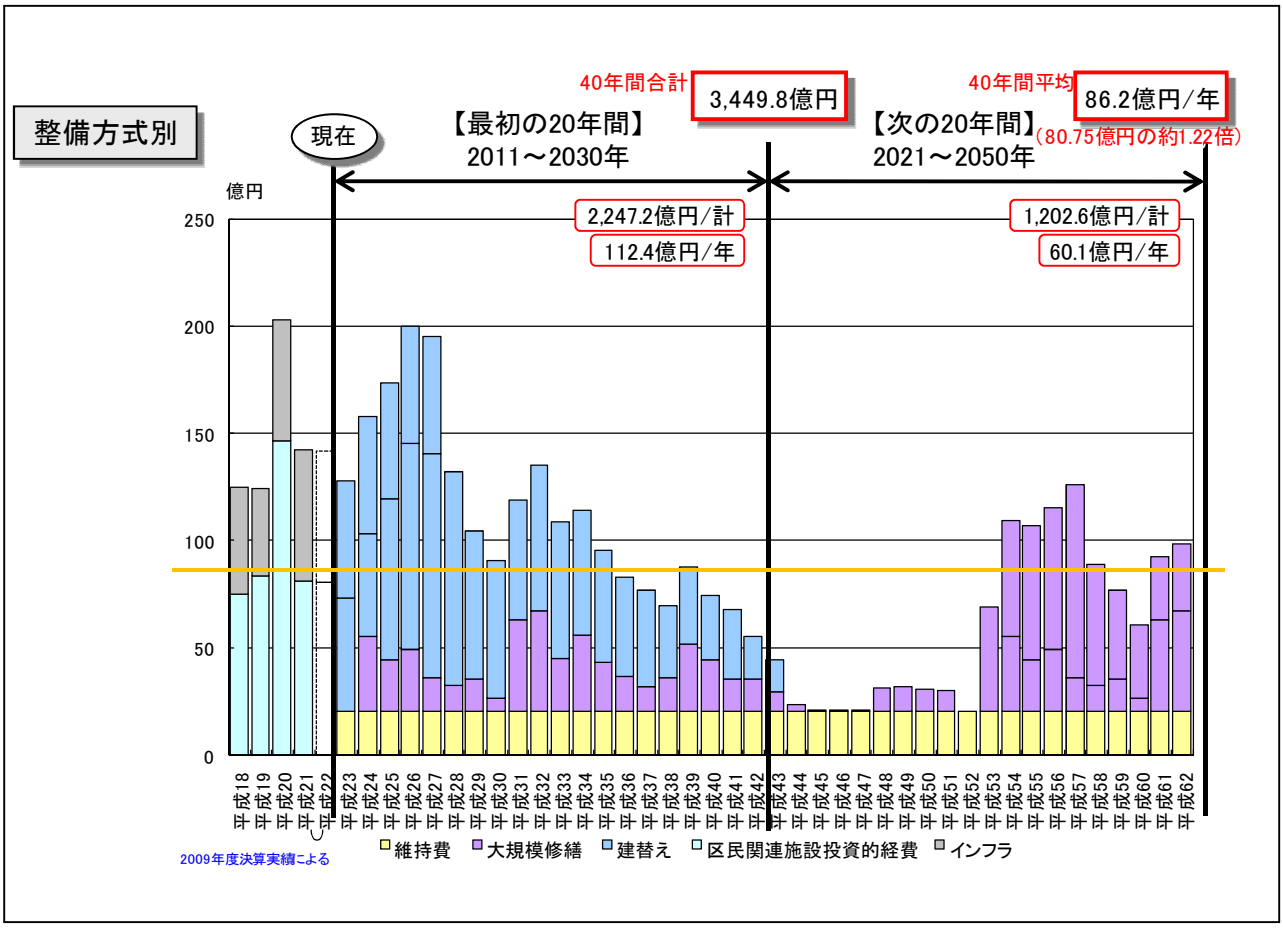

（補足）区有施設の目標使用年数の設定について　（区有施設保全計画より）

一般的に、鉄筋コンクリート造を標準とした場合、建築物（事務所など）の耐用年数が明確に示されているのは、所得税法上で示されている 50 年という数値があります。しかし、これは建物の減価償却的な考え方であって物理的な寿命を示した数値ではありません。物理的な面では、コンクリートの中性化による耐用年数を考慮すると、理論値では 100 年（半永久）を超える数値が得られますが、酸性雨や腐食性ガスなどの環境的要因や建物の施工的要因などから、実際に使用できる年数は大幅に短くなってしまいます。耐用年数には、設備機器や仕上げ材などの機能的な面も含め、様々な要因が複雑に関わっているため、明確に設定することは事実上不可能に近いと言われています。

このようなことを踏まえて、本計画では、「建築物のライフサイクルコスト／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」にて示されている使用年数 65 年を目標値と定め、建築物の長寿命化に向けた改修計画を策定しています。

65 年という数値は改修計画の立案のため便宜的に設定するものであり、「65 年＝解体」という意味ではなく、65 年を経過しても、なお使用に耐えうる場合は、コンクリート強度調査などによる検証を行い、さらなる長寿命化を推進していくこととします。

ただし、社会環境の変化による陳腐化や使い勝手の低下など、建築物を継続して利用することが不利である場合は、65 年を経過しなくても機能面での耐用年数として捉える場合もあります。

５．現状把握の必要性

北区では、戦後、人口が約３倍に増加しましたが、昭和 42 年（1967 年）をピークに減少に転じています。また、既に全国平均以上の高齢者人口比率となっており、今後、平成 31 年（2019 年）まで更に高齢化が進むと推計しています。その後、大規模集合住宅の建替え等による生産年齢人口の流入が予測されることから、高齢化のスピードは緩和しますが、こうした人口構成の変化に伴い、行政サービスのニーズが変わっていくことが考えられます。

また、人口集積に応じて整備が進められた学校等の教育施設の約８割は築 40 年を超えており、老朽化が進んでいます。これまで、学校の適正配置を進めてきましたが、その他の公共施設を含め、現況の規模を維持するには今後大きな財政負担に迫られることが想定されます。

社会状況の変化に対応し、区民サービスの向上を図るためには、既存施設の有効活用、適切な施設配置や機能転換、運営形態の見直しなど、北区の公共施設のあり方を見直し、これらの課題に取り組まなければなりません。
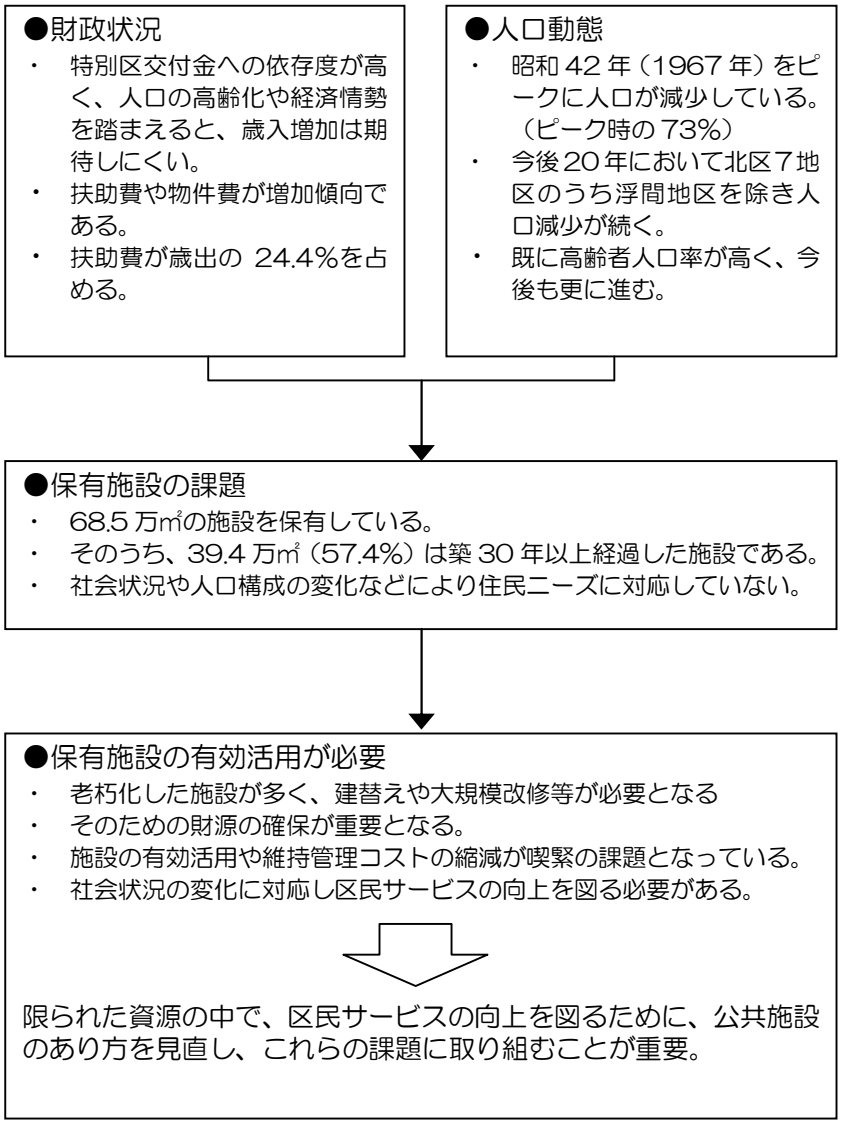
そのためには、まず公共施設の実態（建物状況、利用状況、運営状況、コスト状況）を調査し、総合的・横断的に課題を把握していく必要があります。